

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けについて」（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知）別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」（平成28年3月7日雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「運営要領」という。）に基づいて実施する児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの種類及び貸付対象)

第2条 貸付けの対象者は、次のとおりとする。

(1) 生活支援費

岩手県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号。）第83条に規定する大学、第115条に規定する高等専門学校及び第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

(2) 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）（児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含む。）

2 前項第1号、第2号に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない、又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。

3 進学者は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする。なお、本会が事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者を含むものとする。

4 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、業務を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする。ただし、本会が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。

(貸付額及び貸付期間)

第3条 自立支援資金の貸付けは、次のとおりとする。

(1) 生活支援費の貸付額は、月額50,000円以内とし、貸付期間は大学等に在学する期間とする。

(2) 家賃支援費の貸付額は、1か月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護法上の住宅扶助基準額を限度とする。また貸付期間は、進学者については大学等に在学する期間とし、就職者については退所又は委託解除後から2年を限度として、就労している期間とする。

(3) 資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。

2 前項に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないものとする。

(貸付方法及び利子)

第4条 自立支援資金は、本会会長（以下「会長」という。）と第2条に定める貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、自立支援資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による延滞利子を含むものとする。

2 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）が、未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でならなければならない。ただし、法定代理人が次のいずれかを満たしていない場合は、法定代理人のほか、連帯保証人1名を立てるものとするが、申請者の家庭の経済状況等から、真に貸付けが必要と認められる者においてはこの限りではない。

(1) 成年の者で独立の生計を営む者

(2) 借入申込時の年齢が65歳未満の者

(3) 地方税法における住民税が課税されているかこれと同程度の収入がある者

3 申請者又は借受人が、連帯保証人の変更をしようとするときは、会長の承認を受けるものとする。

(貸付けの申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（第1号様式）

(2) 児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等

(3) 在学証明書（合格通知書）

(4) 就労証明書（採用通知書又は労働条件通知書等）

(5) 取得する資格の内容及び金額がわかる書類

(6) 申請者の住民票抄本

(7) 連帯保証人の住民票抄本

(8) 連帯保証人の課税証明書又は源泉徴収票の写し

(9) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱いについて（同意書）

(10) その他会長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第7条 会長は、前条の書類を審査の上、自立支援資金の貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者及び児童養護施設等の施設長に通知するものとする。

(誓約書等の提出)

第8条 前条の決定通知を受けた申請者は、決定通知を受けた日から20日以内に、次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金振込口座申込（変更）届（第3号様式）

2 前項で定める期間内に書類の提出がない場合は、会長は申請者が自立支援資金の貸付けを辞退したものとみなす。

（貸付金の交付）

第9条 会長は、前条第1項で定める書類の提出があったときは、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めにより、資格取得支援費については一括で交付するものとする。

2 自立支援資金は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金振込口座申込（変更）届（第3号様式）により申出があった口座に振込により送金するものとする。

（借用証書の提出）

第10条 借受人は、貸付決定を受けた日から20日以内に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金借用証書（第4号様式）を提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

第11条 会長は、借受人が次のいずれかに該当した場合は、自立支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとみなし、貸付契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 離職したとき。

(3) 心身の故障のため修学・勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 借受人が自立支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(6) 不正な方法により自立支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(7) その他自立支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還の免除）

第12条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至った場合は、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 進学者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き（修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

(2) 就職者が、就職した日から5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

(3) 資格取得希望者が、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き業務に従事したとき。

(4) 前各号で定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により、業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る債務の返還を当該各号で定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合

であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上業務を継続したとき。

返還の債務の額の一部

3 会長は、前項第 1 号及び第 2 号に規定する免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用できるものとする。また、前項第 3 号に規定する免除は、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については除くものとする。

(免除の申請等)

第 13 条 返還の免除を受けようとする者は、当該事由の生じた日から 20 日以内に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還免除申請書（第 5 号様式）及び次に定める書類を会長に提出しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 2 項第 3 号に該当するとき。

業務従事期間証明書（第 6 号様式）

(2) 前条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 1 号に該当するとき。

死亡診断書等又は心身の故障の程度を証明する診断書

(3) 前条第 2 項第 2 号に該当するとき。

通知の返送等、所在不明であることが確認できるもの

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、書類を審査の上、返還債務の免除の承認又は不承認を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第 14 条 借受人は、次のいずれかに該当するに至った場合（修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、自立支援資金を返還しなければならない。

(1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から 1 年以内に第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号で定める業務に従事しなかったとき。

(3) 資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が別途定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦若しくは半年賦の方法による均等払い、又は一括払いにより返還しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、返還期間に必要と認める期間を加えることができるものとする。

3 貸付金を返還しなければならない者は、当該事由の生じた日から 20 日以内に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還計画書（第 7 号様式）を会長に提出しなければならない。

4 前項の規定により児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還計画書（第 7 号様式）を提出した者が貸付金の返還方法を変更しようとするときは、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還方法変更承認申請書（第 8 号様式）を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第 15 条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に該当する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき

- (2) 資格取得希望者が、次のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- ア 児童養護施設等に入所又は里親等へ委託中のとき
イ 大学等に在学しているとき
- 2 会長は、次のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 進学者、就職者又は資格取得希望者が業務に従事しているとき
(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(猶予の申請等)

第 16 条 借受人は、前条に該当するに至った場合は、事由の生じた日から 20 日以内に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金返還猶予申請書（第 9 号様式）及び次に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号、又は第 1 項第 2 号のア若しくはイに該当するとき。
在学証明書、又は入所・里親等委託証明書
- (2) 前条第 2 項第 1 号に該当するとき。
業務従事届（第 10 号様式）
- (3) 前条第 2 項第 2 号に該当するとき。
罹災証明書、診断書又は理由書
- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、書類を審査の上、返還債務の履行の猶予の承認又は不承認を決定後、その旨を借受人に通知するものとする。

(延滞利子)

第 17 条 借受人が正当な理由がなく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該貸付金の最終返還期限の翌日から、延滞元金につき年 5.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により計算した延滞利子が 500 円未満の場合は、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出義務)

第 18 条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合は、直ちに届出事項変更届（第 11 号様式）を会長に提出しなければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所又は勤務先に変更があったとき。
(2) 借受人が休学、復学、転学又は退学したとき。
(3) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。
(4) 借受人が留年したとき。
- 2 借受人は、自立支援資金の貸付けの辞退等をしようとするときは、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付停止・再開・辞退届（第 12 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、業務に従事したときは業務従事届（第 10 号様式）により、業務に従事しなくなったとき又は業務従事先を変更したときは届出事項変更届（第 11 号様式）に業務従事期間証明書（第 6 号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 4 借受人は、毎年 1 回業務従事期間証明書（第 6 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 5 借受人は、連帯保証人の死亡、破産手続開始の決定等により連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（第 13 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 6 連帯保証人は、借受人が病気その他やむを得ない理由により第 1 項から前項までの届出をなし得ない

ときは、借受人に代わりこれを届け出なければならない。

7 連帯保証人は、借受人が死亡したとき、借受人死亡届（第14号様式）に死亡診断書等を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

8 第1項から前項による届出は、借り受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(業務の従事期間)

第19条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定基礎となる業務の従事期間の計算は、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(貸付台帳等)

第20条 会長は、自立支援資金の貸付けを行ったときは、自立支援資金貸付台帳等を備え付け、資金の管理をするものとする。

(実施細目)

第21条 この要領で定めるもののほか、自立支援資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月14日から施行し、生活支援費及び家賃支援費の貸付期間については、平成28年1月20日以降に在学、又は就学している期間から対象とする。